

○農林省告示第405号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第109条第5項の規定に基づき、農作物共済基準収穫量設定準則を次のように定める。

昭和39年4月18日

農林大臣 赤 城 宗 徳

改正	昭和45年 6月10日	農 林 省 告 示 第	801号
〃	昭和47年 2月 9日	農 林 省 告 示 第	54号
〃	昭和47年 5月15日	農 林 省 告 示 第	749号
〃	昭和47年12月 4日	農 林 省 告 示 第	2255号
〃	昭和52年 2月 1日	農 林 省 告 示 第	59号
〃	昭和53年 7月 5日	農 林 省 告 示 第	793号
〃	平成 3年10月14日	農林水産省告示第	1261号
〃	平成 5年 7月30日	農林水産省告示第	868号
〃	平成12年 3月31日	農林水産省告示第	486号
〃	平成15年 6月30日	農林水産省告示第	961号
〃	平成15年12月 9日	農林水産省告示第	1993号
〃	平成18年11月 9日	農林水産省告示第	1522号
〃	平成23年 8月31日	農林水産省告示第	1673号
〃	平成27年 9月25日	農林水産省告示第	2155号

農作物共済基準収穫量設定準則

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第109条第1項から第3項までの基準収穫量は、毎年、農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと及びその共済責任期間の開始時がその年に属する農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、当該共済責任期間の開始後遅滞なく、定めるものとし、その数量は、当該耕地の単位当たり基準収穫量に当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量とする。
- 2 前項の単位当たり基準収穫量は、同項に規定する耕地ごとに、前年産の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る単位当たり基準収穫量、組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）が組合等（同条第3項の組合等をいう。以下同じ。）に申告した当該耕地の当該農作物共済の

共済目的の種類等に係る単位当たり収穫量又は当該耕地の地力その他の土地条件等を参酌して定めるものとする。

- 3 水稻及び麦についての法第109条第3項の基準収穫量に係る第1項の単位当たり基準収穫量は、組合員等が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量を乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量。以下「施設計量結果等」と総称する。）により把握できるときは、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する耕地ごとに、施設計量結果等を基礎として定めることができる。
- 4 第2項の場合においては、同項の規定により定められる第1項の単位当たり基準収穫量の当該耕地の耕地面積を重みとする当該組合等についての算術平均は、当該組合等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年の単位当たり収穫量に別に農林水産大臣が定める異なる2の割合を乗じて得た数量の範囲内となるようにしなければならない。
- 5 組合等は、法第109条第1項から第3項までの基準収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部の指導又は助言等を受けるものとする。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、昭和39年産の水稻及び陸稻並びに昭和40年産の麦から適用する。
- 2 昭和39年産の水稻及び陸稻並びに昭和40年産の麦についての本則第2項の規定の適用については、同項中「前年産の当該共済目的の種類に係る単位当たり基準収穫量」とあるのは、「水稻又は陸稻にあつては昭和33年4月30日農林省告示第307号（農業災害補償法第13条第1項の組合等がその行なう農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会がその行なう農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件）第3第1項の規定により定められた昭和38年産の水稻又は陸稻に係る平年における収穫量、麦にあつては同項の規定により定められた昭和39年産の麦に係る平年における収穫量」とする。